

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三芳町は、介護保険関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

三芳町

公表日

令和4年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法等関連法令に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理、地域支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限 ⑦要介護認定に関する事務 ⑧介護予防・日常生活支援総合事業関係事務 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p>
③システムの名称	介護保険システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項、別表第1の68の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 別表第2の主務省令で定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会】 番号法別表第2の93、94の項 別表第2の主務省令で定める命令第46条、47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年10月3日時点	平成29年6月30日時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-1. 特定個人情報と地理扱う事務-②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限	介護保険法等関連法令に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理、地域支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限 ⑦要介護認定に関する事務 ⑧介護予防・日常生活支援総合事業関係事務	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-1. 特定個人情報を地理扱う事務-③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 地域包括支援センター支援システムSP	介護保険システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイル名	介護資格ファイル 介護保険料賦課・徴収ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル 介護予防支援情報ファイル	介護保険情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第50.68項並びに介護保険法第12条第30条等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の68の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の93.94.95の項並びに介護保険法施行令等	【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 別表第2の主務省令で定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 番号法別表第2の93、94の項 別表第2の主務省令で定める命令第46条、47条	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	健康増進課長 金井塚 和之	健康増進課長 池田 康幸	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日時点	令和1年6月6日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月3日時点	令和1年6月6日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 池田 康幸	健康増進課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 別表第2の主務省令で定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 番号法別表第2の93、94の項 別表第2の主務省令で定める命令第46条、47条	【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 別表第2の主務省令で定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 番号法別表第2の93、94の項 別表第2の主務省令で定める命令第46条、47条	事後	
令和4年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月6日時点	令和4年2月15日時点	事後	
令和4年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月6日時点	令和4年2月15日時点	事後	
令和4年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和4年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月15日時点	令和4年12月27日時点	事前	
令和4年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月15日時点	令和4年12月27日時点	事前	